

平成30年12月21日

各 位

河南町総務部契約検査室

建設工事における建設業者の社会保険加入促進について（お知らせ）

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針では、公平で健全な競争環境を構築する観点から、社会保険（雇用保険、厚生年金保険及び健康保険をいう。以下同じ。）に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることが重要であるとされ、また、国土交通省より、入札契約適正化法に基づき社会保険に加入していない建設業者の排除取組の要請をされているところであります。

これらを受け本町においても、建設業者の社会保険の加入促進として下記のとおり実施しますのでお知らせします。

記

1. 加入状況の確認対象となる社会保険

- イ. 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険
- ロ. 健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険
- ハ. 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険

2. 加入状況の確認方法

【平成31・32・33年度 入札参加資格審査申請時】

入札参加資格申請時に社会保険の加入を資格要件とします。社会保険未加入の建設業者の申請は受け付けできません。ただし、法令により適用が「除外」とされている場合は除きます。

① 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書

「その他の審査項目（社会性等）」で全ての社会保険への加入の有無について「有」又は「除外」とされているか。

その他の審査項目（社会性等）	数値等	点数
雇用保険加入の有無		
健康保険加入の有無		
厚生年金保険加入の有無		

すべての保険が「有」又は「除外」
の場合は、受付できます

(①で確認できない(「無」がある)場合)

- ② 申請日において社会保険に加入している場合は、公共職業安定所発行の「雇用保険適用事業所設置届事業主控」及び年金事務所発行の「健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認(申請)書」の提出により確認します。
- ③ 法令で適用除外とされている場合は、「社会保険に関する誓約書」(本町指定様式)を提出していただきます。

【各発注案件における入札・契約手続き(平成31年4月1日以降発注分)】

各発注案件の入札参加時に社会保険の加入を資格要件とします。社会保険未加入の建設業者は入札に参加することが出来ません。ただし、法令により適用が「除外」とされている場合は除きます。

落札候補者に対して、事後審査時に「社会保険に関する誓約書」(本町指定様式)を提出していただきます。

(お問い合わせ)

河南町 総務部 契約検査室
電話 : 0721-93-2500 (内線 361・360)
FAX : 0721-93-4691
Mail : keiyaku@town.kanan.osaka.jp